

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1169号

2022年（令和4年）11月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針に基づく特定個人情報保護評価書（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 全項目評価書）について（答申）

2022年（令和4年）10月24日付けで諮問（第1169号）された特定個人情報保護評価書について点検を行ったため、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

特定個人情報保護評価書（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 全項目評価書）については、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）、特定個人情報保護評価に関する規則（以下「規則」という。）及び特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）に基づく特定個人情報保護評価書（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 全項目評価書）に係る実施機関の説明は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

2013年（平成25年）5月31日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）等、関連法が公布され、導入された番号制度は、社会保障制度、税制、災害対策等の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されたものである。

これら関連法により国民一人一人に付番された個人番号を基に

2017年（平成29年）1月から社会保障、税及び災害対策分野における各種行政手続に際し、住民基本台帳の情報、税に関する情報及び他の給付状況等の情報連携が行政機関間において行われている。当該情報連携は地方公共団体情報システム機構が運営する情報提供ネットワークシステムを介して行われる。

番号法は、特定個人情報不正に利用された際に、個人のプライバシー等の権利利益が侵害されるおそれがあるため、その保護措置の一つとして、特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対し、特定個人情報の漏えいやその他の事態が発生する危険性及び影響に関する評価を、当該特定個人情報ファイルを保有する前に自ら実施することを義務付けている。この評価を特定個人情報保護評価という。特定個人情報ファイルを取り扱う事務について特定個人情報保護評価を実施するに際しては、評価対象の事務の対象人数、特定個人情報ファイルの取扱者数、過去の特定個人情報に関する重大事故発生の有無によるしきい値判断を行う。

新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務のしきい値判断については、対象人数は住民登録を有する者のうち、予防接種法等関連法令に基づく対象者約41万人、特定個人情報ファイルの取扱者数は、地域保健課新型コロナウイルスワクチン接種担当の職員約20人であり、過去に特定個人情報に関する重大事故は発生していないことから、当該事務の特定個人情報保護評価は全項目評価に該当する。

全項目評価に該当した事務については、番号法、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針に基づき、特定個人情報保護評価書作成から一定期間経過後や保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、住民からの意見を聴取し、意見の反映後に第三者機関による点検（諮問）を行わなければならない。

今回、国が開発したワクチン接種記録システム（VRS）において、接種履歴の一括照会機能の追加及び接種証明書のコンビニエンスストアでの自動交付の開始に伴い、指針の別表に定める重要な変更の一部該当することから、特定個人情報保護評価を再実施し、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

なお、現行の特定個人情報保護評価書（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 全項目評価書）については、藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1126号を受けている。

(2) 評価書の概要

- ア 特定個人情報ファイルを取り扱う事務及び使用するシステム
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務

において使用するシステムは、次のとおりである。

ワクチン接種記録システム（VRS）

VRSは、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の接種記録を管理することに特化したシステムであり、国（デジタル庁）が開発、運用及び保守を行っている。

自治体は、特定個人情報を含む予防接種法等関連法令に基づく新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種対象者に関する情報（自治体コード、接種券番号、氏名、生年月日、マイナンバー等）を総合行政ネットワーク（LGWAN）によりVRSへアップロードする。

対象者に予防接種が実施されると、接種実施機関（医療機関等）が、本人同意の上、VRS専用タブレット端末からインターネット経由で接種記録をVRSへアップロードする。なお、この操作でVRSへ送信される情報に特定個人情報は含まれない。VRSへアップロードされた接種記録は、自治体コード及び接種券番号を連携キーとして、VRS上に登録されている接種対象者の情報に紐付けられ、接種済情報が記録される。VRS上の接種記録は、転出入者に係る自治体間の情報照会及び提供、予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会並びに予防接種証明書の電子申請受付及び交付等に利用する。

なお、VRSの利用については、諮問第1072号において承認を得ている。

イ 特定個人情報保護評価書の主な変更点

(7) ワクチン接種記録システム（VRS）「一括照会機能」の機能追加

a 機能概要

VRSは、前項で説明のとおり、国が開発した接種記録を管理するシステムであり、住民の接種記録については、各自治体において、管理するものである。転入者等、新たに接種券を交付する場合、過剰接種などの誤接種を防ぐため、転入元自治体へ接種記録の確認が必要となる。これまで、VRSにおける転入元自治体への接種記録照会については、一つの自治体ごとにカナ氏名、生年月日及び性別、またはマイナンバーを入力して照会する仕組みになっていたが、国が新たに機能改修を行い、マイナンバーをキーとして、すべての自治体に一括照会する機能を実装した。このことにより、転入元自治体以外で実施したすべての接種記録が一括で照会できることとなり、引越し等で複数の自治体を異動している転入者の接種記録が迅速かつ正確に把握できるようになる。

b 特定個人情報保護評価書の変更点

特定個人情報ファイルの概要、リスク対策のそれぞれの項目に「一括照会機能」に係る事項の追加

c システムの変更日

2022年（令和4年）3月1日（火）

d 安全対策

(a) 通信の安全性

VRSにおけるマイナンバー利用領域については、L G W A Nからの通信のみ有効であり、その通信についても暗号化されている。

(b) ワクチン接種記録システム（VRS）の安全性

現行評価書のとおり、VRSのデータベースは市区町村ごとに区分され、他市町村からは特定個人情報の入手ができないよう、国がアクセス制御を実施している。

(イ) 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付 ※重要な変更該当

a 制度概要

主に海外渡航時の防疫緩和措置等を目的に市が発行しているワクチン接種証明書については、これまで、市への申請による紙の証明書及びスマートフォンの専用アプリによる電子証明書の発行を行ってきたが、国がVRS及び証明交付センターシステムを改修することにより、コンビニエンスストア等のキオスク端末でマイナンバーカードの読取り及び券面事項入力補助AP4桁の暗証番号入力による自動交付機能が追加された。

なお、コンビニ交付の仕組みについては、現在、本市が住民票の写しなどの各種証明書発行を行っている、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が提供するコンビニ交付の仕組みを利用する。

b 特定個人情報保護評価書の変更点

評価書の基本情報、特定個人情報ファイルの概要、リスク対策のそれぞれの項目に接種証明書のコンビニ交付に係る事項の追加

c システムの変更日

2022年（令和4年）7月26日（火）

d 安全対策

(a) 通信の安全性

キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信は専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信にはL G W A N回線を使用し、情報漏えいを防止するとともに、通信の暗号化により通信内容の秘匿及び盗聴防止

を実施している。

- (b) 証明交付センターシステム及びキオスク端末側の安全性

証明交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しない。

- (c) キオスク端末側（コンビニエンスストア等）の安全性

キオスク端末では、マイナンバーカード及び証明書の取忘れ防止対策の実施。改ざん防止用の特殊な印刷を施して発行。証明を必要とする者が自ら端末操作し、従業員を介さずに発行が可能。

- e 利用可能なコンビニエンスストア等店舗数

25,606店（2022年（令和4年）10月19日時点）

- ウ しきい値判断の結果

- (ア) 評価対象の事務の対象人数

約41万人（区域内の住民のうち新型コロナウイルス感染症対策に係る 予防接種対象者）

- (イ) 特定個人情報ファイルの取扱者数

約20人（地域保健課 新型コロナウイルスワクチン接種担当）

- (ウ) 過去の特定個人情報に関する重大事故発生の有無

発生なし

- エ 評価実施機関

藤沢市長（所管部署 健康医療部保健所地域保健課）

- オ 公表しない部分の有無

なし

- カ 特定個人情報ファイルの保有時期

2021年（令和3年）5月17日から

- キ リスク対策

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策は、大きく分けて、特定個人情報の入手、特定個人情報の使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、情報提供ネットワークとの接続及び特定個人情報の保管・消去の6項目であり、それ以外のリスク対策については監査、従業員に対する教育・啓発及びその他の対策の3項目について明記している。

- (3) 住民に対する意見聴取の内容

- ア 意見聴取期間

2022年（令和4年）9月7日（水）から同年10月7日（金）まで

イ 意見聴取の結果
意見はなし

(4) 提出書類

- ア 特定個人情報保護評価書（再実施案）
- イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抜粋）
- ウ 特定個人情報保護評価に関する規則
- エ 特定個人情報保護評価指針
- オ （事務連絡）特定個人情報保護評価書の見直しに関する情報の提供について（一括照会） 220310
- カ V R S 一括照会方法
- キ （事務連絡）特定個人情報保護評価書の見直しに関する情報の提供について（接種証明書のコンビニ交付） 220422
- ク 接種証明書のコンビニ交付（チラシ）
- ケ 接種証明書のコンビニ交付（コンビニでの取得方法）
- コ コンビニ交付店舗数一覧（令和4年10月19日時点）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり
の判断をするものである。

(1) 適合性について

実施機関では、本評価の実施手続等について、次のように述べて
いる。

ア 2022年（令和4年）2月25日に藤沢市個人情報保護制度
運営審議会に諮問し（答申第1126号）、同年3月10日に全
項目評価を実施した。

イ 指針第6の2（2）に、保有する特定個人情報ファイルに重要
な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、特定個
人情報保護評価を再実施するものとする、と規定されていること
から、全項目評価を再実施するため、本評価書を作成した。

(ア) 本評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護
評価書様式で求められるすべての項目について検討し、記載し
た。

(イ) しきい値判断については、評価対象の事務の対象人数は、区
域内の住民のうち新型コロナウイルス感染症対策に係る予防
接種対象者の約41万人分であるため、当該事務の特定個人情
報保護評価は全項目評価に該当する。なお、特定個人情報ファ
イルの取扱者数は、地域保健課新型コロナウイルスワクチン接
種担当の職員約20人である。

(ウ) 過去に特定個人情報に関する重大事故の発生は起きていな

い。

ウ 指針第5の3(3)イに、全項目評価書を作成した後、規則第7条第1項の規定に基づき、全項目評価書を公示して広く住民等の意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で全項目評価書に必要な見直しを行うものとする、と規定されていることから、2022年(令和4年)9月7日から同年10月7日までの間に住民に対する意見聴取を実施した。なお、意見はなかった。

エ 指針第5の3(3)イに、公示し住民等の意見を求め、必要な見直しを行った全項目評価書について、規則第7条第4項の規定に基づき、第三者点検を受けるものとする、と規定されていることから、今回、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、第三者点検を受けるものである。

以上のことから判断すると、本評価の実施手続等は、指針に定める実施手続等に適合していると認められる。

(2) 妥当性について

実施機関では、本評価の変更点について、次のように述べている。

ア ワクチン接種記録システム(VRS)「一括照会機能」の機能追加

(ア) 機能概要

VRSは、前項で説明のとおり、国が開発した接種記録を管理するシステムであり、住民の接種記録については、各自治体において、管理するものである。転入者等、新たに接種券を交付する場合、過剰接種などの誤接種を防ぐため、転入元自治体へ接種記録の確認が必要となる。これまで、VRSにおける転入元自治体への接種記録照会については、一つの自治体ごとにカナ氏名、生年月日及び性別、またはマイナンバーを入力して照会する仕組みになっていたが、国が新たに機能改修を行い、マイナンバーをキーとして、すべての自治体に一括照会する機能を実装した。このことにより、転入元自治体以外で実施したすべての接種記録が一括で照会できることとなり、引越し等で複数の自治体を異動している転入者の接種記録が迅速かつ正確に把握できるようになる。

(イ) 特定個人情報保護評価書の変更点

特定個人情報ファイルの概要、リスク対策のそれぞれの項目に「一括照会機能」に係る事項の追加

(ウ) 安全対策

a 通信の安全性

VRSにおけるマイナンバー利用領域については、LGWANからの通信のみ有効であり、その通信についても暗号化

されている。

b ワクチン接種記録システム（VRS）の安全性

現行評価書のとおり、VRSのデータベースは市区町村ごとに区分され、他市町村からは特定個人情報の入手ができないよう、国がアクセス制御を実施している。

イ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付

(ア) 制度概要

主に海外渡航時の防疫緩和措置等を目的に市が発行しているワクチン接種証明書については、これまで、市への申請による紙の証明書及びスマートフォンの専用アプリによる電子証明書の発行を行ってきたが、国がVRS及び証明交付センターシステムを改修することにより、コンビニエンスストア等のキオスク端末でマイナンバーカードの読取り及び券面事項入力補助AP4桁の暗証番号入力による自動交付機能が追加された。

なお、コンビニ交付の仕組みについては、現在、本市が住民票の写しなどの各種証明書発行を行っている、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が提供するコンビニ交付の仕組みを利用する。

(イ) 特定個人情報保護評価書の変更点

評価書の基本情報、特定個人情報ファイルの概要、リスク対策のそれぞれの項目に接種証明書のコンビニ交付に係る事項の追加

(ウ) 安全対策

a 通信の安全性

キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信は専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信にはLWAN回線を使用し、情報漏えいを防止するとともに、通信の暗号化により通信内容の秘匿及び盗聴防止を実施している。

b 証明交付センターシステム及びキオスク端末側の安全性

証明交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しない。

c キオスク端末側（コンビニエンスストア等）の安全性

キオスク端末では、マイナンバーカード及び証明書の取忘れ防止対策の実施。改ざん防止用の特殊な印刷を施して発行。証明を必要とする者が自ら端末操作し、従業員を介さずに発行が可能。

以上のことから判断すると、本評価の内容は、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であると認められる。

以上に述べたところにより、特定個人情報保護評価書（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 全項目評価書）については、適当であると認められる。

以 上